

第1回 第2次新城市地域情報化計画策定委員会 会議録

- 1 日 時 平成24年7月27日(金) 午後2時45分～午後4時30分
- 2 場 所 新城市役所本庁舎2階 政策会議室
- 3 出席者 委 員 大谷 至弘 坂部 晃司 塩瀬 秀一
柴田 憲宣 高橋 達哉 牧野 暢二
松下 直樹 森本 稔史 安田 孝美
村田 治(市) 原田 哲夫(市) 佐宗 常治(市)
(50音順(市役所委員を除く)・敬称略)
- アドバイザー 西日本電信電話株式会社 名古屋支店
- 事務局 榊原課長 柿原副課長
- 4 傍聴人 0人
- 5 会議事項、議題及び会議結果
- (1) 委嘱状交付
- ・委員を代表し、●●委員へ市長より委嘱状を交付。
- (2) 市長あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 委員長及び副委員長の選出
- ・「新城市地域情報化計画策定委員会設置要綱」第2条第2項の規定に基づき、出席委員の互選により、以下のとおり選出した。
- 委員長 安田 孝美 委員
副委員長 牧野 暢二 委員
- (5) 議題
- ①第2次新城市地域情報化計画の策定について
- ・事務局より第2次新城市地域情報化計画の概要について説明。
- ②第2次新城市地域情報化計画の構成概要(案)について
- ・事務局より説明し、質疑応答の後、原案どおり承認された。
- ③第2次新城市地域情報化計画策定スケジュール(案)について
- ・事務局より説明し、質疑応答の後、原案どおり承認された。
- ④その他
- ・当委員会のアドバイザーである西日本電信電話株式会社名古屋支店より、クラウドについて説明。

6 配布資料

- ・「第2次新城市地域情報化計画」の策定について
- ・第2次新城市地域情報化計画の構成概要（案）
- ・第2次新城市地域情報化計画策定スケジュール（案）
- ・その他参考資料

7 会議の経過

事務局 定刻となりましたので、只今から、第2次新城市地域情報化計画策定委員会委員の委嘱辞令交付式を行います。
委員を代表しまして、●●様に委嘱状の交付を行いますので、●●様は前の方へよろしくお願ひします。

《穂積市長より●●委員へ委嘱状を交付》

事務局 委員の皆様には、大変失礼ではありますが、委嘱状を先にお手元に配布させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。
それでは、ここで市長がご挨拶を申し上げます。

市長 皆さんこんにちは。市長の穂積です。すっかり暑くなりまして、新城でも35度という日が続いております。大変暑い中、それぞれご多忙の中、第2次新城市地域情報化計画策定委員会をお願いしたところ、こうして大勢お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今、●●委員へ代表して委嘱辞令を交付させていただきましたが、今後、皆様方におかれては、新城市の地域情報化計画の策定のために、ご尽力いただきたいと思います。新城市が合併いたしましたして、7年が経ちました。最初の合併後の大きな事業として、今も私の記憶に鮮明に残っているのが、地域情報化計画でありました。当時は、振り返りますと、市内では民間における光のインターネット環境が整備されていなく、一部の地域でADSLは入っていたものの、サービス拡大の進行については、霧の中にあるような状態でありました。そうした中で、合併による効果を生かして、公設民営で光ファイバ網での情報通信基盤の整備を図ろうという大きな合意を作りまして、現在見るような市内全域での基盤整備を行って、ケーブルテレビの提供、ティーズさんでの地域情報番組の提供、そして高速インターネット環境や公共ネットワークの整備を実施し、また、携帯電話の不感地域の解消のために、これを利用するということも目的として掲げてきたことではありますが、その第1期の地域情報化計画を作っていたのが、当時の委員会の皆さんでありました。この時には、本当に基盤整備そのものをどうするのかということが大きな難題でありまして、はたして新城市にどのような情報通信基盤が相応しい選択なのかの試行錯誤の時代でありましたし、まだまだブロードバンド環境の整備の必要性、緊急性について十分な理解がない中でありました

が、思い切って議会の皆さん共々、この情報通信基盤の整備に踏み込んだ訳であります。以来、数年間さまざまな形で、事業を展開してきましたが、まだまだ整備が遅れている点もございますし、あるいは、インターネット、ケーブルテレビの加入率なども議会でも度々問題になりますが、まだまだ伸びしろがあると思っています。今後、更に医療や福祉への利活用、教育面でのネットワークの形成、あるいは防災・災害対策への活用など、抱える課題は大変沢山ございますので、第2次の情報化計画策定委員会におかれては、第1次で達成されました基盤を利用して、更に市民の皆さんがこの成果を享受できる情報化時代に中であって、豊かな市民生活が送れるように、計画を策定していただければと念じております。大変多岐にわたる課題がございますが、一步一步着実に前に向かって進めるように、委員会の皆さんのお知恵を是非ともお借りできればと思っていますところであります。今後、現況に至る経過の報告や現状の報告などが事務局から出されると思いますが、その上で大きな夢とそして一步一步着実に進めるようなプランをお示しいただき、ご議論いただければ幸いです。お忙しい中、お時間を取りますが、どうか新城市の将来にとって不可欠の課題であるということをご理解いただきまして、皆さん方のご尽力、ご支援をお願い申し上げます。第1回の委員会にあたりましての市長としてのお礼とお礼のごあいさつにさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。
これをおもちまして、委嘱辞令交付式を終わらせていただきます。

事務局 続きまして、只今から第1回第2次新城市地域情報化計画策定委員会を開催いたします。
それでは、議事に入る前に、委員の皆様を委員名簿の順に、簡単に自己紹介をお願いしたいと思いますので、●●様の方からよろしくお願ひします。

【委員の自己紹介】、引き続き【事務局の自己紹介】

事務局 ここで、大変申し訳ございませんが市長が次のスケジュールが入っておりますので、退席させていただきますので、よろしくお願ひします。

【市長退席】

皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
続きまして、委員長、副委員長の選出を行います。
今回は、第1回目ということで、本委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきたいと思います。

委員長及び副委員長につきましては、新城市地域情報化計画策定委員会設置要綱第2条第3項の規定に基づき、委員の互選により選出することになっておりますので、ここで委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

委員 今日、初めての方もいるので、事務局の案などがありましたら、お任せしたいと思ひます。

事務局 ありがとうございます。只今、「事務局案によれば」というご意見をいただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

【異議なし】

事務局 ありがとうございます。
それでは、事務局の案を示させていただきます。まず、委員長に安田委員を、副委員長に牧野委員を推薦したいと思ひますが、皆様、いかがでしょうか。

【異議なし】

事務局 ありがとうございます。
それでは、安田委員に委員長を、牧野委員に副委員長をお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。
安田委員長、牧野副委員長、委員長席、副委員長席に移動をよろしくお願ひします。

【委員長、委員長席へ・副委員長、副委員長席へそれぞれ移動】

事務局 それでは、代表いたしまして、委員長からご挨拶をいただきます。
委員長、よろしくお願ひいたします。

委員長 改めまして、委員長を授かりました安田でございます。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。自治体の情報化という話は皆さんもご存じのとおり、2000年頃に当時の森内閣がe-Japanという構想を立ち上げてから進められたということは皆さんご存知のとおりだと思いますが、私もそれ以来、愛知県、名古屋市、岐阜市、それから飛島村、それぞれの自治体で情報化推進のさまざまなお手伝いをさせていただいてきました。高々まだ10年少ししか経っていない。振り返って見ますと、その期間の中に情報の進展という非常に大きなものがございました。おそらく、皆様方がこれから作っていく第2次の情報化計画の現在作ったものが、少し経つとどんどん変わって行くということがあり得るかも知れませんが、しかし、この情報化に関しましては、立ち止まっているとどんど

ん遅れていくというのが、私の感じでありますし、皆様方もそう思っていられっしやると思います。従いまして、現時点で出来るだけ良いものを作っていくということが、課せられた使命だと考えておりますので、その使命に向けて頑張っていきたいと思っています。改めて言うまでもございませんが、情報インフラというものは、道路などと違いまして、先ほど第1次の方で市長さんから基盤が整備されたというお話がございましたが、これをどう使っていくかという、まさに利活用のところが味噌でございまして、そういう意味では、第2次の私たちのこの委員会が極めて重要なミッションを持っていると考えております。ハード的には、これから光が整備された後に、これをどうしていくかというか、皆様方の中でもクラウドということをお聞きになった方もいらっしゃるかと思いますし、これはコストの面であるとか、先程来、ご挨拶の中でいろいろお話がありますように、災害時における事業継続性というものを考えた時に、クラウドのメリットが結構あると思います。こういったハード面でのクラウドの有効利用ということに加えて、先程来、お話がございましたように、利活用をどうしていくというのが、それぞれの委員の皆様方のお立場からアイデアをお出しいただくということと、それから市民の皆様方からのアンケート、こういったものをうまく受け止めて、市長さんのお話にありましたように、実行力のある計画を是非策定してまいりたいと思っています。私、新城市は初めてお邪魔しましたが、皆様方は新城をよくご存じの方々ばかりだと思いますので、是非お教えいただきながら、より良い計画を策定して参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事につきましては、設置要綱第2条第4項の規定に基づき、委員長に議事進行をお願いすることになっておりますので、安田委員長様、よろしく願いいたします。

委員長

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。まず、議事に入る前に、3点ご了承いただきたいと思っております。

まず第1点目ですが、地域の実情に即した情報化の新たな取り組みをオープンに検討する上から、この策定委員会の会議を原則として公開にしたいということでございます。また、会議録につきましても、委員の方に認定していただいた上で、ホームページ上で市民の皆様にご広くお知らせしたいと考えております。この第1点目、よろしいでしょうか。

【異議なし】

はい、ありがとうございます。

それから、2点目でございますが、これは議事録の認定者を指名させていただきたいと思っております。出席者名簿順で恐縮でございますが大谷委員、それから坂部委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

お二人、どうぞよろしくお願ひいたします。

それから3点目でございますが、設置要綱第3条第3項の規定に基づきまして、本地域情報化計画策定に係る支援業務を依頼しております西日本電信電話株式会社名古屋支店様に、本日この委員会にアドバイザーとしてご出席をお願いしましたので、この点につきましても、ご了承いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【NTT西日本入室、あいさつ】

委員長 それでは、早速ですが議事の進行に入らせていただきます。
まず、議題の第1番目「第2次新城市地域情報化計画の策定について」、これを議題としたいと思っておりますが、事務局からご説明をお願いします。

事務局 まず、「第2次新城市地域情報化計画の策定について」を説明させていただきます。これから、地域情報化計画についてご協議いただきますが、まず、地域情報化計画がどのようなものなのかを始め、新城市地域情報化計画の概要について説明させていただきます。

まず、「地域情報化計画とは」ということですが、地域においては少子高齢化、人口減少問題、それから環境問題など、また、地域の活性化など様々な課題が山積しており、このような課題の解決なり、地域の活性化に取り組んでいくことが求められている一方で、情報通信分野では、パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、インターネット、クラウド等の技術が急速に進んでおります。地域情報化は、地域情報通信を活用する手段のもとに、医療、福祉、教育の充実、地場産業の発展、広域行政の展開、環境負荷の低減など、地域の様々なサービスを高度化、効率化することを通じて地域の活性化や課題の解決を可能とするものであると言われております。手段としての情報通信を活用する施策として、地域の様々なサービスを高度化、それから効率化していくことになるかと考えております。

このようなことを踏まえ、1の計画策定の目的といたしまして、本市においては、平成18年12月に新城市地域情報化計画、計画期間：19年度から23年度の5年間を策定し、先程市長が申したとおり市内全域に光ファイバネットワークを整備しまして、テレビ難視聴、ブロードバンド環境の改善、携帯電話の不通エリアの解消など情報格差の是正に努め、また本庁、支所等を結ぶ公共

機関のネットワーク化など、地域情報化に取り組んで参りました。

しかしながら、「ICT」情報通信技術の急速な進展や、東日本大震災による安全・安心な市民生活の確保の必要性の高まりなど、社会経済環境の変化に対応して、更なる地域情報化の推進が求められています。

この様な現状を踏まえ、平成18年に策定されました新城市地域情報化計画における事業を検証、総括し、市民サービスや情報中心拠点である新庁舎の情報システム整備、利活用を見据えて、「ICT」情報通信技術の進展に合わせた市民の利便性の向上と効率的な行政事務の遂行を一層推進していくため、第2次新城市地域情報化計画を策定し、今後5年間における本市情報化の方向性を示す必要があります。

2の計画策定の位置づけにつきましては、今後、新城市としてどのような基本的姿勢で情報化を推進していくのかという指針を示すことであり、基本理念といたしましては、新城市総合計画の将来像である「ひとつがたぐ 山の湊創造都市」を市民と行政が情報を共有することによって実現していくということになると考えております。

従って、第2次新城市地域情報化計画は、新城市総合計画を上位計画とし、第1次新城市総合計画基本構想：20年度から30年度、中期基本計画：23年度から26年度で目指す高度情報化の実現に向け、本市の地域情報化に関する取組内容等を示すための基本的な計画ということになります。

次に、3の地域情報化の方針につきましては、新城市総合計画における中期基本計画で、今説明させていただいた23年度から26年度で目指す高度情報化の実現に向け、情報技術を活用した行政サービスの推進に取り組みます。アといたしましては、より多くの情報技術を活用し、情報交流と行政サービスを享受できる環境の整備。イとしましては、情報技術の活用による事務事業の迅速化、効率化、市民手続きの簡素化を進める電子自治体の構築。ウとしましては、自治体クラウドコンピューティングなどの情報技術の活用を進める施策の展開となります。先程、委員長から自治体クラウドとかクラウドという言葉が出ておりますが、後で、こちらにアドバイザーとしてお越しいただいているNTT様にも簡単にレクチャーをもらう予定でおります。それと、エとしまして、情報セキュリティ意識の徹底を図り、個人情報等の非公開情報の漏洩防止となります。

次に4の計画の性質につきましては、立派な計画よりも実現可能な計画とします。地域情報化計画は計画を実現することが目的であり、策定すること自体が目的ではなく、策定段階から有識者、地域の団体の皆様、市民の皆様が参画することにより、地域の実情にあった実現可能な計画とすることが肝要だと思っております。また、住民の皆様が理解しやすいように工夫された計画としたいと考えております。

5番目の計画期間につきましては、計画期間は25年度から29年度の5年間と考えております。情報通信技術につきましては、進展がとても速く、一般的には長い期間はそぐいませぬので、前回と同じ5年が適当であると考えております。ただし、ICTの急激な進展に伴い、社会経済状況の急激な変化などが

あった場合、事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しをかけていきたいと考えております。

6番目の策定体制としましては、今回の第2次情報化計画策定委員会。それと庁内の職員で作っております新城市の情報化計画策定庁内検討会で、各課10名で組織して、第1回目の会議を行いました。

7のニーズの把握としましては、アとして、市民からの意見の反映としまして、市民アンケート、これも既に5月に実施しております。無作為抽出で3,000人をしまして、大体4割の方が回答いただいております。既に現在分析中でありまして、次回の策定委員会で課題等を見つけるために分析等の結果をご提示できるかと思っております。

イとしましては、市民の意見の反映としまして、ホームページパブリックコメントがありますが、これはあくまで計画書の案ができてから最終的に市民の皆様にご意見を伺うために実施するものです。

ウとしまして、市職員・部署の意見の反映。これも庁内の各部署に情報システムの調査、ヒアリングを実施しました。これにつきましても次回の策定委員会の方で、分析結果をご提示したいと考えております。

エとしまして、情報通信技術等の動向反映。これにつきましては、情報通信白書、または通信利用動向調査など公的な機関から出ているデータ等を利用して、最新のものを反映していきたいと考えております。

それと市計画の反映。市には様々な計画がございます。例えば、新城市の観光基本計画、新城市の防災計画、また福祉計画、高齢者保健計画、新庁舎の基本計画、また生涯学習の計画等、環境計画含め沢山のものがありますが、それを一通り織り込んだ形で反映したいと考えております。

以上で、私の方から説明を終わらせていただきます。

委員長 ありがとうございます。第2次新城市地域情報化計画の策定についての基本的な考え方につきまして、ご説明をしていただいたということでございます。新城市総合計画の中の中期基本計画の中で、情報化を推進していくというお話でございましたが、何かご質問等は、ございますでしょうか。

基本的な考え方については、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議題2でございますが、第2次新城市地域情報化計画の構成概要案について、続けてご説明をよろしくお願いいたします。

事務局 最初に、「新城市地域情報化計画構成概要案」について、説明させていただきます。この計画につきましては、まず、情報化計画をなぜ作らなければならないかということ、IT基本法というのがございまして、先程、委員長からe-Japan構想の中に出てきたものでございます。正式には、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」といい、平成13年7月6日に施行されました。それに基づいて情報化計画を作ることになっております。

IT基本法の第11条には、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域内の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と書かれております。「自主的な施策を策定し」、これはまさに地域情報化計画でありまして、それが市町村の責務ということになっております。そして、「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策に関する指針」においては、総合的な推進計画を策定することがうたっております。つまり、市の地域情報化計画というものは、市の情報化施策の方針、姿勢等を広く市民に示すため、情報化計画を作ることになります。

第1章から5章までありますが、これは他の自治体でも情報化計画を作っておりますので、一般的な構成の概要であります。この構成の概要につきましては、総務省、東海総合通信局のホームページでも地域情報化計画の簡単な構成の例がございます。それを参考にして、作らせていただきました。

まず、第1章につきましては、地域情報化計画の位置づけ、期間等や情報化計画の概要等もここで説明していきます。

2章につきましては、地域情報化計画の現状と課題を整理します。国の情報化、県の情報化の動向、また18年に策定しました地域情報化計画の総括を行い、行政の情報化、市民サービスの情報化について、新城市の情報化の現状をまず把握いたします。次に、市民アンケート3,000人を、先ほど申したとおり、5月から6月に実施し、市役所においても情報化施策のヒアリングを行いましたので、市民の情報化に関するニーズを補足して、それから導き出された情報分析を踏まえて、情報化で解決できる課題を整理していくことになると思います。課題の整理を行って、施策を考えていくということになるかと思えます。計画書をイメージしていただくため、未定稿の計画書をここで2章まで作らせていただきましたので、参考にご覧ください。それにつきましては、この第1回目の資料の一番最後に付けさせていただいております。

戻りまして、第3章につきましては、新城市における地域情報化の基本方針ということで、本市が今回の情報化計画でめざす姿をより明確にするため、「基本理念」と「情報化施策の基本方針」および「地域情報化の将来像」を示します。地域情報化施策の方向性と基本方針として、第2章「地域情報化の現状と課題」を踏まえ、情報ビジョンの実現に向けた施策の方向性、基本方針を導き出します。また、2として、地域情報化の将来像として施策の実現や各種検討が進んだ後の将来像について記載していきたいと考えております。

4章、5章につきましては、まず、4章につきましては、新城市における地域の情報化施策ということで、情報化施策とそれを具現化するしくみ、情報システムの取組について示します。1番目としましては、電子市役所の推進。新城市は新庁舎の建設を予定しております。新庁舎の建設に合わせて、窓口の待ち時間の短縮や証明書の自動発行機やコンビニでの証明書の交付等、市民の市役所利用における利便性の向上のしくみづくりについて検討を行います。2番目と

しまして、地域情報通信基盤の利活用ということで、前計画の地域情報化計画において、市内に光ファイバを引きましたが、それを有効に利活用し、市民の要望や費用対効果の高い分野における情報提供や活動、生活支援のしくみについて検討を行います。例えば、観光だとか子育て、高齢者見守り等です。3番としまして、災害に強く安心・安全な市民社会の実現ということで、東日本大震災を踏まえ、地震、風水害など災害発生時における市民へのきめ細やかな情報提供や、自治体業務の継続、迅速な復旧を可能とするしくみを考えていきます。4番目としまして、行政事務の高度化・効率化ということで、市民生活を支えるため、行政事務の高度化により、効率的に実施するための、システム整備のあり方について検討を行います。5番目につきまして、地域の絆と活力のあるまちづくりの推進。老若男女を問わず、市民同士のコミュニティを形成し、活力ある山の湊づくりを情報化の視点から支援するしくみについて検討します。6番目につきましては、環境に配慮した情報化の整備ということで、新庁舎の建設に合わせて、電力等に配慮した環境にやさしいコンピュータールーム等環境にやさしい新庁舎の情報システムのあり方について検討を行います。以上、これに即して地域の情報化施策を考えていくことになるかと思えます。今回、策定委員会の皆様におきましては、この辺りが一番大きなテーマになると考えております。

次に、第5章につきましては、地域情報化推進に向けて、地域の情報化の施策、しくみづくりに伴い、検討が必要な各種事項について示していきたいと考えております。1番の推進の体制につきましては、第4章で示しました施策のしくみを推進するにあたり、市役所内における情報化の推進体制の強化や地域における推進体制のあり方についての考え方を示していきます。2番目につきましては、情報化推進における近隣自治体との広域連合ということでございます。今回、新城市のみの情報化にとらわれず、北設楽郡や東三河の近隣自治体と広域的な視野に立って、効率的に地域との一体感の醸成を促す情報化推進について考えを示していきたいと考えております。3番目については、情報セキュリティで、特に個人情報の保護対策を重点に示していきたいと考えております。4番目につきましては、個人情報の保護対策で、個人情報保護について、検討を行っていきます。5番目については、情報リテラシーで、リテラシーは情報利活用という意味ですが、利活用能力、例えば情報を扱う能力の向上ということで、情報化を推進するにあたっての情報リテラシー、目的に合わせて情報を使いこなせる能力の向上についての考えを示していきます。6番目につきましては、施策のスケジュールで、各施策やしくみづくりについて、その優先順位を付け、実施スケジュールについて示していきます。7番目につきましては、地域情報化の推進における留意事項ということで、各施策について、留意しなければならない課題や、時流に合わせた計画の見直しについて示していきます。以上で説明を終わります。

委員長 ありがとうございました。

これが、私たちがこれから検討しなければいけない計画についての構成概要案ということでございました。今のご説明にありましたように、この構成につきましては、総務省、東海総合通信局等が提示している全国の自治体における情報化計画の構成案に即したものと私自身も感じておりまして、こういった形で文章構成を原則進めただけであればいいのかなと思っております。特に、先程、ご説明がありましたように、4章のところが多分、委員の皆様の方が発揮されるべきところであると思っております、具体的な内容が、この4章に盛り込まれることになるのではないかと思います。特に、この情報化に関しましては、目に見えないということがありますが、今のご説明にございましたように、本市におきましては、新庁舎を建てられるということでございまして、それと合わせて情報化の利活用が進むというのは、市民の皆さんにとって解りやすい情報化の利活用になるということも感じておりました。今、ご説明いただきましたが、現時点でご質問、あるいはコメント等をいただければと思っております、いかがでしょうか。

委員 いろいろな情報の基盤整備について、お話がありましたが、特に新城市は合併して作手、鳳来があるのですが、限界集落がだいぶ出てきており、地域社会が崩壊しつつある。集落全体がうまくまとまっていかないところが出てきておりますので、そういう点を今後どのように対策していくのか。地域社会がうまく成り立たないと、なかなか情報がうまく伝わらないということがありますので、それについて何か考えがあればお聞きしたいと思っております。

委員長 今の点につきまして、いかがでしょうか。

事務局 まず、情報通信技術というのは、あくまでも一般的に距離を縮める道具だとか、地域の課題があった場合、情報技術で解決する手段となります。今回、●●委員様から地域の課題をいただきましたので、今後また4章の検討時に課題について整理させていただいて、それについて、何か情報システムで解決できる方策を考えていきたいと思っております。以上です。

委員長 大変重要な件だと思います。情報通信技術が、如何に人口減少しているコミュニティを助けていけるのか、サポートしていけるのかというところだと思います。たぶん技術的には、これはできることだと思いますが、いろいろな意味で、コストの問題であるとか、いろいろな問題があると思っておりますが、できる限り盛り込んでいただいて、出来るか出来ないかという部分を含めて、これから検討していければと思っております。ありがとうございます。
その他、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

今のこの構成概要案につきまして、これは承認事項になりますので、現時点で

この構成案でよろしいかということを確認させていただきたいと思いますが、この構成案でよろしいでしょうか。

【異議なし】

それでは、承認されたということにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして3つ目の議題でございますが、今度はこの計画策定のスケジュール案につきまして、ご説明をお願いします。

事務局 次に、「第2次地域情報化計画策定のスケジュール案」について、説明させていただきます。この表で、若干前後するかもしれませんが、このようなスケジュールで進めていきたいと考えております。できれば、この情報化計画策定につきましては、早めに前倒しして進めていきたいと考えております。最終的なものにつきましては、平成25年1月の第4回の策定委員会を最終調整として考えていきたいと思っております。

この表を見ていただきますと、第5回目までありますが、5回はあくまでも予備日として考えておりますので、第4回としまして、25年の1月を最終目標として策定していくという、現在スケジュールとなっております。中身につきましては、記してあるとおりで、順次、第1回、第2回、第3回、第4回の策定委員会があったり、その間々で庁内の検討会があったり、もう済みました住民、無抽出の3000人のアンケート、また庁内ヒアリング、また外部環境・内部環境の分析等、順次この計画について行い、途中の第3回で中間報告ということで、ある程度大枠をまとめていただきたいと思いますと考えております。最後につきましては、出来た段階で、先ほど申し上げましたパブリックコメントで広く市民から意見をいただき、最終的に情報化計画を修正し、策定をしていくスケジュールになっております。以上です。

委員長 ありがとうございます。

ご説明いただきましたように、第2回の日程は9月28日に決まっております、この時に市民の皆様方のアンケート、それから庁内での職員の皆様方からの意見徴収を取りまとめた上で、第2回目の委員会でご説明いただけるということでございます。第3回の委員会、これが11月の第3週目となっておりますが、この時点で中間報告をということで、この2回、3回のところが大変重要などころになると感じております。第4回目が1月の3週目ということで、これでほぼ確定し、パブリックコメントを受けて、最終確認という流れのようでございます。このスケジュール案につきまして、ご意見等はございますでしょうか。

先程、市長さんの方からのお話にもございましたように、情報化の利活用につ

きましては、風呂敷を広げようと思ったらいくらでも広げられる話でございまして、我々としては、勿論、理想は追わなければいけないのですが、計画策定に当たっては実現可能なものにしていきたいと考えておりますので、最終的なところでは、実行力のあるものにまとめられるような形にしていきたいと思っております。ただ、そこに行く過程におきましては、理想的な話があっても構わないと思っておりますので、議論はさせていただきつつ、計画に盛り込むべきものは何かというところも是非、皆様方と一緒に絞り込んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。
スケジュールについて、どうでしょうか。

委員 今、新東名の工事が進んでおり、平成26年度までに新城にインターができる
と、今後の新城市を取り巻く情報の環境も変わってくると思っておりますので、そ
ういうものも取り入れていけばいいと思っております。

委員長 先程、●●委員から観光の面から新東名についての話がありましたが、事務局
はこの辺のあたりはどうですか。

事務局 当然、新東名における情報化も絡んでおりますので、今回の策定委員会につ
きましても、それを見据えて観光協会さんに策定委員として、お願ひした次第で
ございます。

委員長 せっかくのチャンスだと思いますので、是非、その辺りも●●委員さんにい
ろいろコメントいただいて、情報のインフラをどうインター開通に向けて活用し
ていくかということをお話いただけるといいかなと思います。その他、いか
がでしょうか。

委員 スケジュールの中で、先程から出ておりますアンケートですが、後でまとま
ったものを見せていただければいいのかもしれませんが、内容的なところはど
んなことが問われているのか、教えていただけませんか。

事務局 言葉で言うより、アンケートを回させていただきますので、よろしくお願ひし
ます。一応、18歳以上の3,000人に対して送らせていただいて、回収率
は約4割で、大体5世帯に1世帯の割合で、アンケートをさせていただきました。
今、集計中で次回これを含めて庁内の職員のアンケート、システムのアン
ケートを含めて、情報分析等させていただきます、ご提示させていただきます。
よろしくお願ひします。

委員 先程の情報化計画の構成概要ですが、4章の地域情報化の施策で、今、アン
ケートを見た感じでいくと、主にこの中の2番、地域情報通信基盤の利活用。こ
の辺りがこのアンケートで問われているように思われるのですが、市民からこ

ういうところをもっとやって欲しいということが上がってくるとして、今、ご意見いただいた中でも、高速道路や人口減少の話も出て、今の利活用で実現可能というところまで広がってしまう感じがします。第2回、3回くらいが山場になるだろうという話の中で、私たちは今日終わって、どういうところを勉強してあげればいいのか、第2回にいただいた資料を見てから考えればいいのか。9月28日の第2回に向かう前に何か示していただけて、こここのところの意見を持ってきなさいとか、そういうような計画を示していただけたら、よりありがたいと思うのですが。

事務局 ありがとうございます。基本的にまず、課題整理をしていただけて、そこから解決すべき問題点を洗い出すということになりますので、今回、市民アンケート、市の職員のアンケート、情報システムのアンケート等での課題等や前回作った情報化計画でも当然検証、見直しをしますので、そこで問題が出てきますので、それを分析して提示させていただく形になりますので、よろしくお願いします。

委員 9月28日に頂いてということですか。

事務局 事前にお渡しさせていただきますので、よろしくお願いします。

委員長 大切なご指摘をいただいたと思います。おまとめいただくのは大変だと思いますが、よろしくお願いします。
委員の皆様方、事前に資料をいただけるということですので、それを見ていただいて、第2回の委員会にご準備いただければと思います。
その他、いかがでしょうか。

25年度からということですので、スケジュール的には大変厳しい部分もあるかと思いますが、計画策定しないと動かないということもございしますので、是非2回、3回あたりで、しっかりとした課題についてご議論いただければと思います。
その他、ございますか。

よろしいでしょうか。それでは、このスケジュールにつきましてもご承認事項になっておりますので、このスケジュールでご承認いただけますでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。それでは、このスケジュールでご承認いただいたということにさせていただきます。第2回に向けて、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、6番目の議題、その他ということで、先ほど紹介いたしましたNTT西日本名古屋支店様から、先程から出ております自治体クラウドにつきまして、説明をお願いしたいと思います。

NTT 今、ご説明がありました中で、クラウドコンピューティングというキーワードが所々出てきていまして、クラウドという言葉をお聞きしたことがある方がいるかと思いますが、よく解らないという方もいらっしゃるかと思ひまして、私の方から少しご紹介させていただきたいと思ひます。資料の方ですが、お手元に、私の方で作らせていただいた資料がございますので、こちらに沿ってご紹介させていただきたいと思ひます。

クラウドとは（1）というところから説明させていただきます。クラウドという言葉は英語で、空に浮かぶ雲をイメージしています。つまりクラウドとはこの雲のように中はよく見えないものであり、中がよく見えないところで何らかの処理をすることで、ユーザーがサービスを利用できるようになるネットワーク上のサービスであるということです。クラウドとはサーバやコンピュータ、ハードディスクなどがこの雲の中にあつて、ユーザーがそれを利用するという概念を指し、サーバ等をユーザーが所有するのではなく、サービスとして利用する形態をとります。ユーザーはサービスを利用した分だけ料金を払うこととなります。クラウドの場合、ネットワークが生命線になりますと書いてありますが、図の雲というのはインターネットのことを指していまして、インターネットの先にコンピュータのリソースがあり、それを利用することとなりますので、ネットワークが必要不可欠であるということです。これまでのような市役所の中にサーバを置いて利用するといったような仕組みは「オンプレミス」という言葉で呼ばれております。クラウドとオンプレミスは対義語として定義されている言葉となります。

次に（2）の方に進めさせていただきます。一般的な概念として、ネットワークの先で何か処理をして結果だけを得よう、サービスだけを受けるとするのがクラウドですが、その言葉だけではクラウドを表しきれないところがあり、現在ではコンピュータ業界、ネットワーク業界の中においてクラウドをいろいろな意味で使っております。その例として4つ、参考にご紹介させていただいていますが、この4つが全てではなくて、他にもクラウドといった言い方をされている場合もあります。代表的な例として、サービスとしてITを利用するというものがあります。今までであれば、お客様はサーバを購入して庁内のサーバ室に置き、それを利用していましたが、クラウドではこのサーバがネットワークの先にあつて、サーバは別のネットワーク会社というか、サービスを提供する会社が持っていて、そのサービスを利用するといったものになります。適切な例かどうか分かりませんが、例えばグーグルのメールみたいなインターネット上でメールをするシステムがあるのですが、そういったものも、いわゆるクラウドの一つという形になります。あれもグーグルという会社がメールサ

サーバを持っていて、そのメールというサービスを利用するといったものになります。もう一つ右側にいきまして、仮想化技術を利用することをクラウドと定義する場合があります。仮想化技術とは、サーバ群、複数のサーバを一つのサーバに統合する技術で、サーバの台数を減らす技術ということで注目されています。このように複数台を一つにまとめて効率的に運用する。これも一つのクラウドと定義される場合がございます。もう一つ左下にいきまして、ITの共同利用ということで、あるサービスを複数の企業様が共同で利用する場合も、クラウドのサービスのひとつとして定義されています。データセンタと書いてあるところが、サーバを預かる専用の場所です。そこにサーバを置いてネットワークを通じてサービスを利用するといったものになります。もう一つは企業様の共同利用ではないパターンで、データセンタを利用するといった形です。データセンタにサーバを置いてネットワークで繋いで、メールやスケジュールなどのサービスを利用する。このような場合もクラウドと言われています。そうして、先程、言いましたようにサーバを自分のところで所有するのではなくて、サービスを提供する会社が所有しているサーバ上のサービスだけを使う。データセンタを利用するといったパターンで、データセンタにサーバを置いてネットワークでそちらに繋いで、そこでメールとかスケジュールとか、そういったようなサービスを利用する。こういういったものがクラウドの一つの定義だということです。

続きまして、クラウドの中にもパブリッククラウドとかプライベートクラウドとかという言葉が出てきたりします。その意味をご説明させていただきます。パブリッククラウドと言われるものは、複数の利用者があるサービスを共同で利用するといったものになります。例えば先程言及しましたグーグルのメールなどは、全世界の方が利用されていますが、パブリッククラウドと位置付けされるようになっております。一方でプライベートクラウドと言われているものは、利用者が限定されるものを指します。例えばある企業A社専用のクラウドサービスというものは、プライベートクラウドと位置付けされております。パブリッククラウド、プライベートクラウド、そのどちらかに二分されるという訳ではなくて、実はまだいろいろな定義がありまして、それらを組み合わせたハイブリッドクラウドというものや、地域や特定の企業群が集まってサービスを利用するコミュニティクラウドというものもあります。このように、クラウドは、かなりいろいろな意味で使われますが、主には、パブリッククラウドとプライベートクラウドとの二つがあるということです。今のIT業界の中でもパブリッククラウドでサービスを利用する場合もあれば、プライベートクラウドで利用する場合もあります。もちろんそれぞれにメリット、デメリットがございます。パブリッククラウドは非常にたくさんの方が使うことになるので、安価な点がメリットである反面、大人数で利用することを前提としているため特定の個人の方が例えばもう少し機能を追加したいと思っても、なかなか難しい面があります。逆にプライベートクラウドの場合は、ユーザー様専用に作りますので、システムとしては自分のやりたいように直すことも可能になります。

このようにそれぞれメリット、デメリットがあるをご理解いただければと思います。

最後に IaaS(アイアース)、PaaS(パース)、SaaS(サーズ)と英語で書いてある部分についてですが、読み方も中々難しいと思いますが、こういった言葉でクラウドを表す場合もありますので、簡単に紹介させていただきます。こちらはクラウドをサービスとして提供する技術の観点から3種類に分類しています。まず IaaS(アイアース)は、コンピュータのサーバ自身を貸すといった形になります。サーバのレンタルとは違い、NECなのか富士通なのか解りませんが、ネットワーク上にコンピュータが用意されています。ハードウェアがネットワークの先に用意されている状態です。ハードウェアだけでは当然動かないものだから、その上にOSを乗せたり、アプリケーションを乗せたりするのは、別途サービス利用者が自由に選定することができます。

次に PaaS(パース)についてですが、これは一般的にハードウェアだけではなくて、この上に乗りますOS、それからOSより先のアプリケーションを動かすために必要なミドルウェアと言われるものがありますが、それらを含めてクラウドとしてサービス利用できるものが、PaaS(パース)になります。

最後に SaaS(サーズ)と言われているものですが、これはハードウェアやOS、更にアプリケーションも含めてサービス利用ができる形態になります。先程のグーグルのメールも SaaS(サーズ)に当てはまります。一般的にクラウドというところらの SaaS(サーズ)を指すことが多いと思いますが、実際には IaaS(アイアース)や PaaS(パース)という分類もあるということをご紹介させていただいております。

以上になります。簡単ですが、クラウドという言葉について、ご紹介させていただきました。

委員長 ありがとうございます。

まだ難しい言葉があったかもしれませんが、最近情報システムに関しましては、クラウドというのが大きな流れになってきておりまして、昔自治体にしろ、企業にしろ、大学にしろ、情報システムを構築するということになりますと、コンピュータを買ってきて、そのコンピュータの上で自前のアプリケーション、様々なソフトを乗せて、維持管理を全部自前でやるという、そういうことしかなかったのですが、今、お話がございましたようにコンピュータもそれに乗っかる様々なサービスも全て自前で持つのではなくて、インターネット上に乗せてしまって、そのサービス全体を買ってしまうと、そういう流れになってきている訳です。これに関しましては、自治体関係でいきますと、総務省が出来るだけこのクラウドを活用して、各自治体が情報システムに係る維持管理コストを出来るだけ下げようというと言われておりまして、新城市さんにおきましてもクラウドを考えつつ、情報化の施策を作っていくことになるかと思っております。これは、先程来、市民の皆様方からのアンケートの話がございましたが、そういった利活用の部分とはちょっと違って、どちらかと言いますとバツ

クラウドという言葉を使いますが、コンピュータのシステム系のところで、ここをどうしていくかという話の中でクラウドを出来る限り活用していくというのが、この情報化の計画の中に盛り込まれていくのかなと思います。この辺りは、たぶん今、ご説明していただいたNTTさんは、いろいろとノウハウをお持ちで、しかも実績もあると思いますので、是非、いいものをご提案していただきたいと思います。クラウドというのは、そういうことで、説明し出すと私も授業で使うのですが、なかなか奥が深いということですが、ザクツと言いますとコンピュータ込みのサービスを購入するというので、維持管理コストが比較的抑えられるし、先程来、お話がありましたように、災害時における事業継続性という、そういう部分に関しましての自前の庁舎のコンピュータがやられても、クラウド側で生きていけば、そこでバックアップできる。そういうメリットもあるということで、コスト面、それから事業継続性の意味からしてもクラウドというのは、現時点では正しい選択なのかなと私自身感じております。

補足が長くなりましたが、皆様方、素朴な質問でも構わないと思いますので、今のご説明につきまして。

委 員 今の段階では、非常にザクツとしかお答えになれないと思いますが、現在、例えば新城市の場合は5万人規模の都市ですが、独立して行政の情報処理をやるのに比べて、クラウドにした場合、TCOで何パーセント低減できるとお考えですか。

NTT 非常に答えるのが難しい質問で、どこまでクラウドにするかという話と、どこまで運用を他市町村と共同利用するかによるところがあり、なかなか一概には言えないのが現状です。一般的に愛知県が提唱されているのは3割削減ですが、レベルがいろいろあるものですから、1割程度の削減になるのか、3割程度までいくのか、もう少し市民・行政の仕事の中身を分析し、どの部分をクラウド化し、他市町村と運用を含め共同で行えるのか、そこを見極めた上で最終的な削減額が出てくると思います。

委 員 大体、10パーセントから30パーセントの間の何処かになるだろうということですか。通信回線について、どの様なもので、セキュリティに関して、どのような形で安全性と言いますか、今、話が進んでいるのでしょうか。

NTT 自治体のシステムを外のクラウドで利用する場合、VPNという通信サービスがございます。

委 員 物理線として専用線を引くのではなくて、VPNの網を作るということですか。

NTT そうです。そういう形が一般的です。

委員 新城市というのは、物理的にかなりへき地の方にあたる訳ですが、実際に回線の多重化について、NTT西日本さんは、そこは握っておられる方なのでお聞きしたいのですが、多重化に関してはどうでしょうか。例えば、どこかのバックボーンが切れた場合に、それでも業務が継続できるようにという多重化に関しては、どのようなプロポーザルを考えておられますか。

NTT ネットワークの回線にもよりますが、我々のところでいうVPNのサービスであれば、回線は冗長化されていますので、メイン回線が切れても網の中でバックアップがされています。

事務局 補足ですが、未定稿の第2次新城市情報化計画というものが資料の中にありますが、愛知県における自治体クラウドの推進の動向ということで、愛知県の図があります。愛知県においては、自治体クラウド化していく。自分のところにサーバ等を所有するよりは、東三河一緒に一つのコンピュータを共同利用すれば、割り勘効果で電算処理システムが安くなるということで考えております。それと●●委員からのご質問で、その間の通信回線についてはどうかというお話がございますが、自治体間にはLGWANと申しまして、LGの専用線が引かれております。それにつきましては、愛知県の愛知電子自治体推進協議会の方で、愛知県全体でセキュリティの高い2重化された専用回線を持っておりますので、基本的にはクラウド化された場合は、LGWAN回線を使って、個人情報等頑強なセキュリティが守られた通信回線で運用していくという形になっております。今回、策定委員会の情報化計画につきましても、クラウドにつきましては、大きなテーマになろうかと思っておりますので、是非ともこちらの方からこんな状況だということの説明しつつ、ご提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員 LGWANは、物理専用線ですか。

事務局 LGWANは、総合行政ネットワークのことで、専用回線による暗号化されたネットワークです。

委員長 大変重要なお意見、ありがとうございます。その他、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。皆さん。

それでは、本日の議題はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございます。では、進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局 本日は長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。最後に、次回の委員会の日程につきまして、ご連絡申し上げます。第2回目の

策定委員会の開催予定につきましては、9月28日金曜日、場所につきましては、この場所。今度は時間が若干15分早まりまして、2時半から4時半の予定を考えておりますので、よろしくお願ひします。この開催の前には、必ずアンケート調査の分析等、事前に資料を郵送という形で早めに送らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。それと机の上に口座振替依頼書を置かせていただきましたので、後日、また提出をお願ひします。以上です。次回の策定委員会、よろしくお願ひします。ありがとうございました。